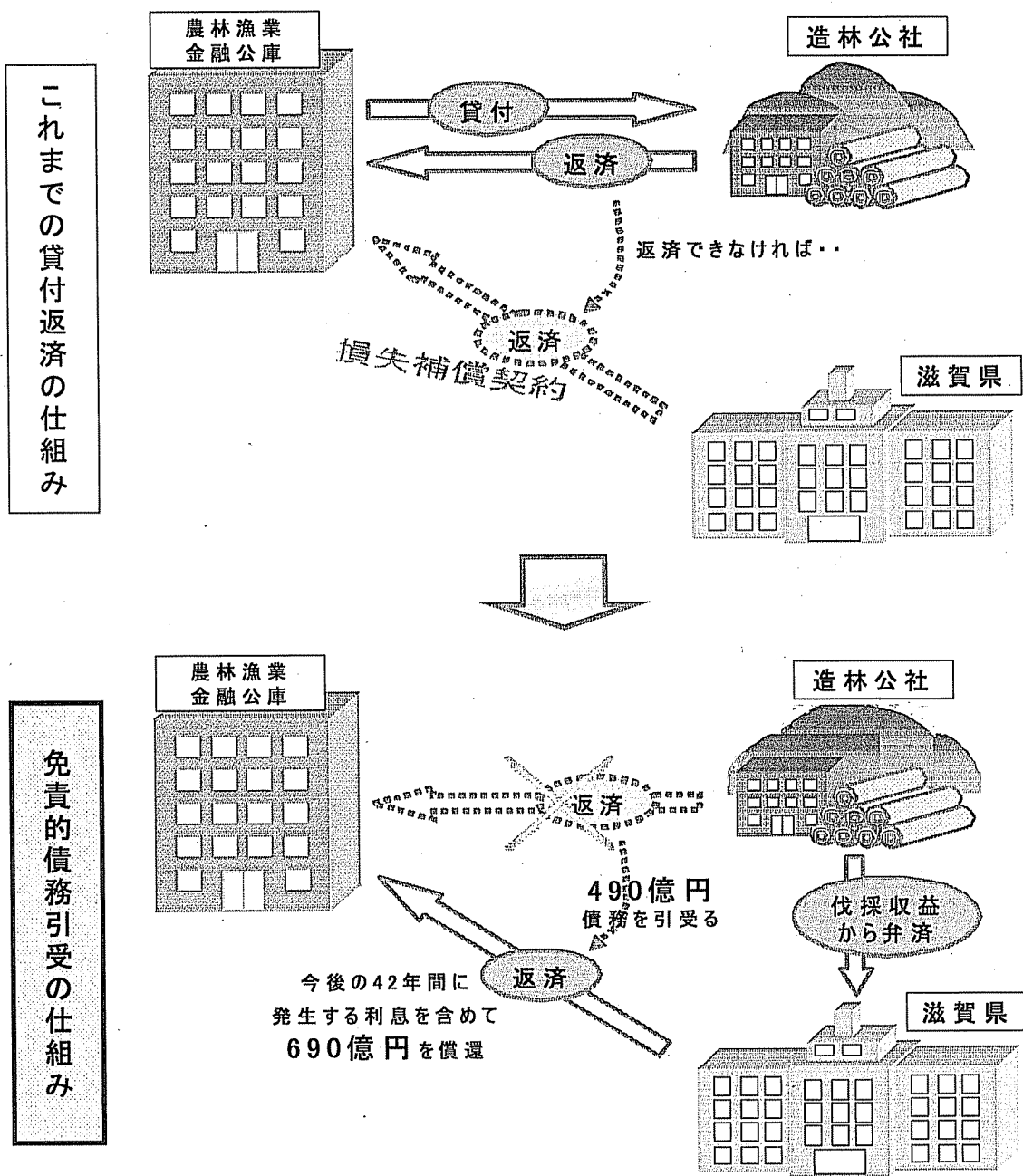


農林漁業金融公庫の債務処理(免責的債務引受)の概要



- (1) 滋賀県、農林漁業金融公庫、造林公社の三者による契約を締結し、滋賀県は公社が公庫に負う債務を免責的に引き受ける。
- (2) 公庫は、公社に対して債務の全部を免責する。
- (3) 償還計画
 - ・ 償還期間 平成20年度から平成61年度までの42年間
 - ・ 償還総額 690億4千8百万円（今後の発生利息を含む）
（平成20年度は、約19億8百万円の償還）
- (4) 弁済合意 県と公社の間で弁済合意書を締結し、公社は滋賀県に伐採収益の範囲内で返済する。